

CARES 法での The Paycheck Protection Program によるローンについて

今回発効された CARES 法の中で拡大利用が可能となりました中小零細企業支援策に The Paycheck Protection Program (PPP)がござります。これは The Small Business Administration (SBA) が中小零細企業支援のために提供された連邦保証付きローンで、SBA から認定された金融機関を通じてローンの申請・借入ができます。PPP への申請は 2020 年 6 月 30 日までとなっております。以下、PPP について簡単なお説明をさせていただきます。

PPP ローンは連邦が 100%保証することになります。SBA ホームページにて PPP を紹介しておりますので詳しい内容はこちらをご参照いただきますようお願いいたします。

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/paycheck-protection-program-ppp>

PPP ローンは 2020 年 2 月 15 日から 6 月 30 日の間に支払われた給与及び給与関連費用額の平均値をもとにローンの貸出額が計算されますが、一企業、一個人あたり \$10M が上限額となっております。この個人あたりの給与及び給与関連費用額の平均値を求める場合、費用額は年額 \$100,000 が上限となっており、それを超えた額を計算に含むことはできません。その平均値から割り出された年費用額から月額を計算し、その月額合計の 2.5 倍が最大融資額と計算されることとなります。

PPP ローンの対象となる中小零細企業とは SBA で規定された企業、個人、独立契約者や自営業者ということになっており、非営利団体もその対象に含まれております。対象となる企業・個人について詳しくはこちらの SBA ホームページをご参照ください。

<https://www.sba.gov/document/support-table-size-standards>

ご留意いただきたい点として受給資格となるかどうかの企業・事業規模判定がござります。それらには従業員数テストや年平均売上額テストが含まれており、この計算には単体だけではなく Affiliate と呼ばれている企業・個人グループも含めての計算となります。

このプログラムにより貸出されたローンの使用目的は限定されており給与費用、固定資産ローン返済、レント代や借入金の利子支払いなどとなっております。これらは対象期間以前から発生したものに対しても使用することが認められております。この給与関連費用には連邦雇用保険関連税、例えば FICA や FUTA などは含まれておりませんが従業員福利に関する費用、例えば Vacation pay、Sick leave や Group health care benefit への保険料などは含めることができます。

中小零細企業向け PPP ローンの特徴は非常に低金利（0.5%から 1%）であると共に元本・支払い利子や経費の支払い猶予があり半年から一年まで遅らせることが可能であることです。また審査費用、クレジットテスト、連邦保証費用や抵当・担保の要求などが無いということも挙げられます。最も大きな特徴としては、最大ローン全額返済免除を受ける可能性があることです。ただし解雇などにより返済免除額は減額されることとなります。返済免除要件につきましては金融機関から詳しい説明をお聞きください。

SBA ホームページにても融資希望者に対して金融機関の紹介を行っております。または、現在取引されている金融機関に申請方法や受給資格などの実務につきましてご相談いただきますようお願いいたします。

今回の PPP ローンは CARES 法に含まれますが、多くの部分で米国税法とは関係がなく、そのため内容に誤りがないよう注意しておりますが、融資をご検討される場合は金融機関等 PPP ローンの専門家にご確認いただきますようお願いいたします。